

厚生労働省
東京労働局発表
令和元年6月28日

担	東京労働局需給調整事業部
	需給調整事業第二課長 降幡 勇一
当	需給調整事業第二課長補佐 鳥谷部 裕
	主任需給調整指導官 澤村 敬太
	宮内 浩志
	電 話 03-3452-1474
	FAX 03-3452-5361

民間人材ビジネスに対する指導監督状況をとりました

～ 延べ2, 832事業所に指導監督を実施、1事業主に対して行政処分 ～

東京労働局（局長：前田芳延）は、平成30年度における民間人材ビジネス（労働者派遣事業、職業紹介事業、請負事業等）に係る指導監督状況を取りまとめましたので、公表します。

〈平成30年度指導監督の概要〉

【行政処分】

☆悪質な法令違反により、労働者派遣元事業所1事業主に対して改善命令を
発出

【行政指導】

☆労働者派遣事業延べ1, 941事業所、職業紹介事業延べ466事業所、
請負事業等延べ425事業所（計延べ2, 832事業所）に対して、指導
監督を実施（表1参照）

☆指導監督を行った事業所に対し、労働者派遣関係1, 347件、職業紹介
関係519件、請負事業等関係177件（計2, 043件）の文書指導を
実施（表2参照）

I 行政処分の実施状況

平成 30 年度は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和 60 年法律第 88 号。)に基づき、1 事業主に対して行政処分を行いました。

・労働者派遣事業改善命令(労働者派遣法第 49 条第 1 項)……………1 件

事業区分	処分理由	処分内容	処分日
労働者派遣 1事業主	他者が雇用する労働者を業務委託と称する契約により受け入れ、別の企業に労働者派遣を行った。	改善命令	平成 30 年 9 月 3 日

II 行政指導の実施状況

表 1 指導監督を実施した延べ事業所数

	平成 30 年度	平成 29 年度	対前年度比
計	2,832 事業所	2,918 事業所	▲2.9%
うち労働者派遣事業	1,941 事業所	2,056 事業所	▲5.6%
うち請負事業	334 事業所	348 事業所	▲4.0%
うち職業紹介事業	466 事業所	490 事業所	▲4.9%
うちその他(募集等)	91 事業所	24 事業所	279.2%

表 2 是正指導(文書指導)を行った件数

	平成 30 年度	平成 29 年度	対前年度比
計	2,043 件	1,639 件	24.6%
うち労働者派遣事業	1,347 件	1,213 件	11.0%
うち請負事業	156 件	204 件	▲23.5%
うち職業紹介事業	519 件	207 件	150.7%
うちその他(募集等)	21 件	15 件	40.0%

表 3 主な指導内容

(1) 労働者派遣事業に関するもの

① 派遣元事業主に対する指導内容

○就業条件の明示(労働者派遣法第 3 4 条第 1 項)	・就業条件の明示がなされていない、あるいは明示の内容に不備がある。
○派遣元管理台帳(労働者派遣法第 3 7 条第 1 項)	・派遣元管理台帳の記載内容に不備がある。
○労働者派遣契約(労働者派遣法第 2 6 条第 1 項)	・労働者派遣契約の内容に不備がある。
○派遣先への通知(労働者派遣法第 3 5 条第 1 項)	・派遣元事業主から派遣先へ通知する内容に不備がある。
○マージン率等の情報提供(労働者派遣法第 2 3 条第 5 項)	

・派遣労働者に対し、マージン率等の情報提供が正しく行われていない。

② 派遣先に対する指導内容

○派遣先管理台帳（労働者派遣法第42条第1項）

・派遣先管理台帳の記載内容に不備がある。

○労働者派遣契約（労働者派遣法第26条第1項）

・労働者派遣契約の内容に不備がある。

(2) 請負業者、発注者に対する指導内容

○労働者供給事業の禁止（職業安定法第44条）

・請負契約と称して、実態は労働者を供給又は受け入れている。

○労働者派遣契約等（労働者派遣法第26条第1項等）

・労働者派遣の実態にも関わらず、労働者派遣契約を適正に締結していない。
 ・労働者派遣事業の実態にも関わらず、派遣元、派遣先管理台帳を備えていない。

(3) 職業紹介事業者に対する指導内容

○取扱職種の種類等の明示（職業安定法第32条の13）

・取扱職種の種類を明示していない。
 ・手数料、苦情の処理に関する事項などを正しく明示していない。

○労働条件の明示（職業安定法第5条の3第1項）

・求職者に対して業務の内容、労働契約の期間などを正しく明示していない。

○帳簿書類の備付け（職業安定法第32条の15）

・求人求職管理簿が作成されていない、あるいは記載すべき事項が記載されていない。

Ⅲ 法制度の周知状況

法制度の周知を図るため、派遣元事業主、派遣先などを対象に研修会及びセミナーを開催した。

対 象	実施回数（回）	出席人員（人）
派遣元事業主	84	6,791
派遣先	10	462
職業紹介事業者	48	3,046
労働者	6	139
その他	6	362
合 計	154	10,800

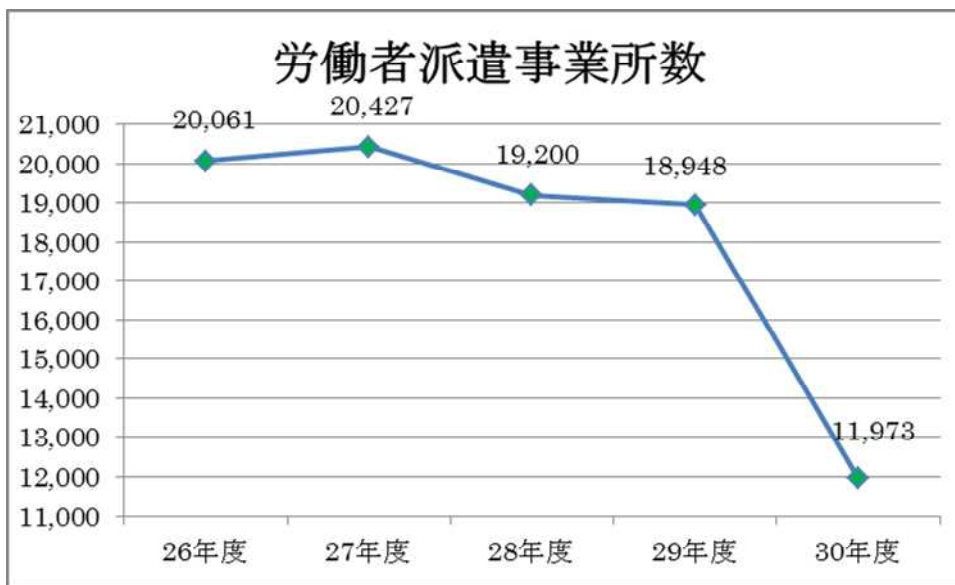
※上記のほか、請負セミナー等8回開催 973人参加

同一労働同一賃金セミナー2回開催 2,285人参加

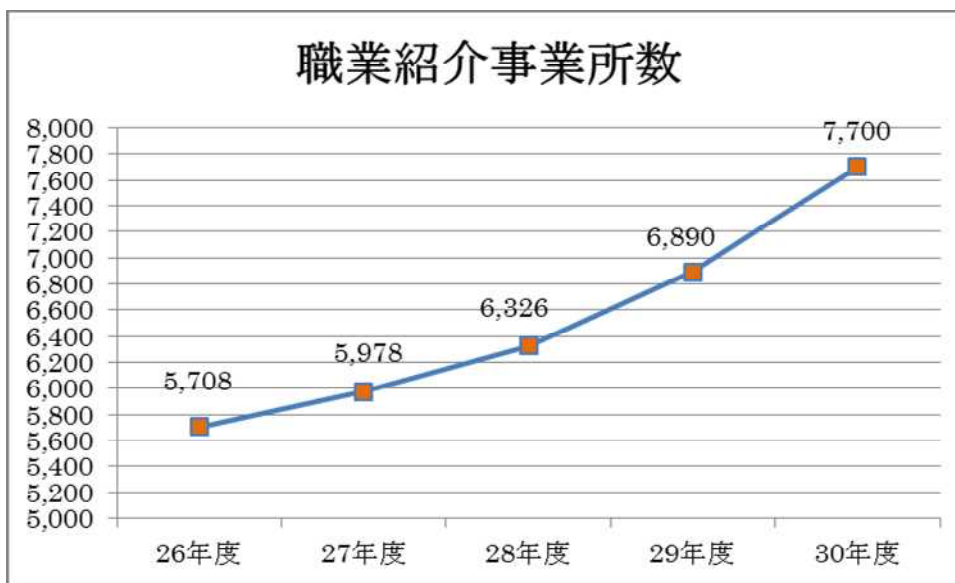
IV 令和元年度の指導監督方針のポイント

- 働き方改革の一環として、派遣労働者の同一労働同一賃金などを旨とする平成30年改正労働者派遣法の円滑な施行に向けた周知徹底を図ります。
- 平成27年の改正労働者派遣法が施行されてから3年が経過し、派遣労働者に係る雇用安定措置の必須実施にかかる対象者が生じていることなどから、引き続き雇用安定措置を中心に確実な実施が図られるよう周知及び指導に努めます。
併せて、平成29年改正職業安定法についても、労働条件明示等が的確に実施されるよう引き続き周知及び指導に努めます。
- いわゆる偽装請負、多重派遣を行う事業者や、悪質な違反を行った事業者及び違反を繰り返す事業者に対しては、行政処分、勧告・公表を含む厳正な指導監督を実施します。

<参考:東京労働局管内許可届出事業所数の推移>



※平成30年度は、特定労働者派遣事業の経過措置期間の終了により減少



※事業所数は、各年度末現在